

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告ら ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ ほか2名

被告 国

原告ら第11準備書面 収容の違法性について（補充）

5

2023年11月14日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

10

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也



原告らは、被告の令和5年9月20日付第8準備書面（以下「被告第8準備書面」という。）に対して、必要な限度で、以下のとおり反論する（参照の用に供するため、末尾に原告らの準備書面目録を添付する。）。

15

目次

目次	2
第1 はじめに～原告らの主張の骨子	3
第2 ウィシュマさんに対する収容が恣意的で違法だったこと	4
1 DV被害者を収容したことの違法性	4
2 逃亡のおそれがないのに収容した違法性	5
3 送還の見込みがなかったのに収容を続けた違法性	9
4 帰国への圧力として行われた収容の違法性	10
5 健康状態が著しく悪化したウィシュマさんを収容した違法性	14
6 まとめ	16
第3 ウィシュマさんの収容の継続と死亡結果との間に相当因果関係があること	17
1 原告らの主張の骨子	17
2 自ら外部医療機関において医療を受けなければ救命できたこと	17
3 収容の継続がウィシュマさんの健康状態の悪化に寄与したこと	18
4 結論	18
準備書面目録	20

第1 はじめに～原告らの主張の骨子

原告らの主張は、名古屋入管職員がウィシュマさんの収容を継続したことは違法であり、収容を継続したこととウィシュマさんの死亡結果には相当因果関係があるため、被告はこれによる損害を賠償する義務があるというものである。

これに対し、被告は、仮放免の許否の問題に矮小化し、仮放免については入国者収容所等の広範な裁量に委ねられているなどと反論しているが、原告らの主張を正しく理解しないものである。原告らの主張は、仮放免許可する方法でもよいし、他の方法でもよいので、被告はウィシュマさんの収容を継続せずに解放する義務があったのに、これに反して収容し続けたことが違法であるというものである。これには、名古屋入管の主任審査官が、仮放免を許可する方法でウィシュマさんを解放することができたのに、これをしなかったことも含まれている。

身体の自由を奪う収容は、自由権規約9条1項によって、必要性、合理性、比例性がある場合のみ許され、これがない場合は恣意的な収容に当たり、違法である。被告は、「仮に、DV被害者や逃亡のおそれがない者の収容を継続したとしても、そのことをもって、その収容継続が直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない」などと主張するが（被告第8準備書面6頁6行目以下）、これらは必要性や合理性のない収容にほかならず、人道的見地からも認められる余地はない。被告の主張は、違法な収容を、違法と思わず行ってきたことを自白するものである。

また、被告は「収容の手続についても法定されており、また、行政上及び司法上の救済手続が保障されている」ことなどから、「退去強制令書の執行に基づく収容に当たり恣意性が入り込むことはなく」などと主張している（被告第8準備書面6頁14行目以下）。収容において司法審査を受ける機会を要することは、自由権規約9条4項で要請されるが、本件において原告らは同条項違反による違法を主張しているのではないため、被告の主張は反論として対応しておらず、失当である。

5

10

15

20

25

以下、ウィシュマさんに対する収容が、必要性、合理性、比例性のない恣意的なものであり、自由権規約9条1項に違反し、国賠法上も違法と評価されることについて、整理して主張する。

第2 ウィシュマさんに対する収容が恣意的で違法だったこと

1 DV被害者を収容したことの違法性

5

被告は、「仮にDV被害者の収容を継続していたとしても、そのことをもって、その収容を継続することが直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。」と主張する（被告第8準備書面7頁）。

しかし、原告らが、従前から述べているとおり、DV被害者を収容することは人道上許されない。これは在留資格の有無に関係ない。

10

(1) すなわち、DV被害によって在留資格を喪失した場合はもちろん、DV被害によらずに在留資格を喪失したとしても、収容それ自体が身体の自由を侵害することから、既にDV被害により人権を侵害されているDV被害者に対して更なる人権侵害を加える収容は、送還という目的を達成するための手段として適切ではなく合理性を欠くから、名古屋入管がウィシュマさんを収容し、解放しなかったことは違法である（訴状13頁以下、原告ら第2準備書面17頁～19頁参照）。

15

よって、名古屋入管が、DV被害者であるウィシュマさんの収容を開始し継続し続けたことは違法であることは明らかである。

15

(2) なお、被告は、ウィシュマさんが2020年12月23日に支援者と面会した際に述べたとされる記録（甲4の3別紙4・5頁）を根拠に中絶薬を飲まされた時期が2019年であると訂正したことを指摘した上で、「主張の前提となる『中絶薬を服用させられた』との出来事に関する時期を誤っている」と主張するが（被告第8準備書面8頁）、その発言も客観的な根拠に基づくものとは認められず、2018年か2019年かはウィシュマさんの記憶に基づくもので、どちらが正しいのか客観的に判断できるものではない。

20

25

仮に、ウィシュマさんが中絶薬を飲まされた時期が2019年であったとしても、名古屋入管が、DV被害者であるウィシュマさんの収容を開始し継続したことが違法であるという結論は左右されない。

2 逃亡のおそれがないのに収容した違法性

(1)原告らの主張

原告らが第2準備書面で述べたとおり（同22頁5行目以下）で述べたとおり、入管収容の目的は「送還のための逃亡の防止」にあり、そうである以上、逃亡のおそれがない者の収容は、必要性のない恣意的な収容に当たり、違法である。

また、原告らが第5準備書面で述べたとおり（同20頁11行目以下）、
10
ウィシュマさんは2020年8月19日の時点で、自身が非正規滞在であることを認識して、自ら助けを求めて交番に出頭していることからすれば、少なくともこの時点で逃亡する意思がなかったことは明らかである。

加えて、後述のとおり（14頁参照）、2021年2月15日時点では、
15
ウイシュマさんは極度の栄養不足状態にあり、およそ逃亡可能な体調ではなかった。

したがって、遅くとも同日時点において、ウイシュマさんの仮放免を許可した場合にウイシュマさんが逃亡するおそれがなかったことは明らかであるから、同日以降におけるウイシュマさんの収容は、必要性のない恣意的な収容に当たり、違法である。
20

(2)被告第8準備書面第2の「2 ウィシュマ氏に逃亡のおそれがなかったとは認められないこと」（9頁～13頁）に対する反論

ア 被告第8準備書面9頁16行目以下について

被告は、「例え(原文のマサ)体調の面で逃亡のおそれがない者の仮放免許可申請を許可せずに収容を継続していたとしても、そのことのみでその収容継続が直ちに国賠法1条1項の適用上違法となるものではない。」と主張する。
25

しかし、上記のとおり、逃亡のおそれがない者の収容には必要性がなく、故意的な収容として違法である。したがって、被告の同段落の主張は誤りである。

イ 被告第8準備書面10頁2行目以下について

被告は、ここで、「そして、ウィシュマ氏に関していえば、令和3年2月15日時点で極度の栄養不足状態にあったと認められない」と主張するが、後述のとおり（14頁参照）、遅くとも同日時点において、ウィシュマさんが極度の栄養不足状態にあったことは明らかである。5

ウ 被告第8準備書面10頁～11頁「イ」について

ここでの被告の主張は、本件と何ら関係がない。また、かかる被告の主張は、「多く」「相当数」などというあいまいな言葉を使って、一定の類型の外国人に対する悪質性を印象付けようとするもので、差別的であり、偏見を招く主張である。10

エ 被告第8準備書面12頁～13頁「オ」について

被告は、「ウィシュマ氏に対しては、帰国のための手続として、違反調査が行われていたのであるから、名古屋入管からの電話での問い合わせ等に応答することは当然であり、当時、一時的に応答できない状態であったとしても、後日、交番に出向いたように、自発的かつ速やかに名古屋入管宛てに電話等で問い合わせる方法も採り得たのであるから、『応答しなかったただけである』ということだけで正当化できるものではない。」と主張する。15

しかし、原告らが、原告ら第5準備書面20頁第1段落で、「単にウィシュマさんが応答しなかったただけである」と述べたのは、名古屋入管が考えるほどウィシュマさんが名古屋入管からの電話に応答することを重大な問題ととらえていなかった可能性や、名古屋入管からの電話であることを認識していなかった可能性も十分に考えられるし、その他にもウィシュマ

さんが応答しなかったことについては様々な事情が考えられるのであるから、5 ウィシュマさんが名古屋入管からの電話に応答しなかったことから、直ちにウィシュマさんに逃亡のおそれがあったとすることはできないという趣旨である。また、被告は「『応答しなかっただけである』ということを正当化できるものではない」（被告第8準備書面13頁1行目）と述べるが、逆に電話に応答しなかったことのみをもって、逃亡のおそれがあると認めることについて正当化できるものではない。

オ 被告第8準備書面13頁「カ」について

被告は、ここで、10 2021年2月15日時点においてウィシュマさんに逃亡のおそれがあったことを基礎づける事情として、①「2回にわたって所在不明となった経緯」、②「入管法に定められた所属機関等に関する届出義務を行わ」なかったこと、③「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っている」ことを挙げている。

しかし、以下に説明するとおり、これらの事情から、同日時点において、15 ウィシュマさんに逃亡のおそれがあったとすることにはならない。

(ア) 上記①及び②は、専らウィシュマさんの主観面における逃亡のおそれを基礎付ける事情として挙げられたものであるが、いずれも、20 ウィシュマさんの逃亡のおそれを基礎づけるものではない。また、その後の事情として、前述のとおり、ウィシュマさんは2020年8月19日の時点で、自身が非正規滞在であることを認識して自ら助けを求めて交番に出頭していることからすれば、少なくとも同日時点で逃亡する意思はなかったことが明らかである。したがって、それより遙かに前の事情である①及び②は、25 2021年2月15日時点でウィシュマさんに逃亡のおそれがあったことの根拠にはならない。

また、最終報告書（甲4の1）91頁の「関連資料を見る限り、A氏はB氏から様々な暴力や脅しを受けていたのであるから、裁判所による

保護命令まで必要な事案でないとしても、調査により事実関係を確認の上、A氏をDV被害者として認定すべきだった」との指摘のとおり、ウィシュマさんが元恋人からDV被害に遭っていたことは明らかである。そして、外部との連絡を遮断させることは、交際相手を自身の支配下に置かせる典型的なDVの手口である。2017年12月以降交際し、2018年4月以降同棲していた元交際相手が、ウィシュマさんの外出を制限し、ウィシュマさんが携帯電話で友人とつながることも止めていたことからすれば（甲69・16頁）、日本語学校を除籍された際や違反調査開始後において、ウィシュマさんが連絡を取れなかったり、「入管法に定められた所属機関等に関する届出義務を行わ」なかつたのは元恋人のDVの影響によるものと考えるのが自然である。

(イ) さらに上記③の事情と逃亡のおそれとは何ら論理的な関連性はない。

すなわち、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っている」者については、2018年1月12日「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」（甲101）により、在留制限、すなわち収容をされることになり、同年2月28日付の仮放免申請運用方針においても、原則として仮放免が許可されない類型とされたが（甲13）、これは難民認定申請の「濫用・誤用的な申請を抑制」するという政策目的を達成するための措置であり（甲101・四角囲み部分4行目）、逃亡のおそれとは無関係である。

そして、自由権規約一般的意見35号（甲27）のパラグラフ18（7頁）にも、「違法に締約国の領域に入った庇護希望者は、彼らの入国について記録し、彼らの主張を記録し、疑いがある場合には身元を特定するため、初期の短期間、抑留され得る。彼らの主張の審理中もさらに抑留することは、逃亡の個別的蓋然性、他者に対する犯罪の危険又は国家安全保障に反する行為の危険といった個人特有の特別な理由がない場

合、恣意的になるだろう。決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならず、広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない。」とされている。つまり、仮に③「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張して難民認定申請を行っている」者であったとしても、すべからく逃亡のおそれがあるわけではなく、「逃亡の個別的蓋然性」などを、「事案ごとに関連要素を考慮しなければなら」ないのである。

かかる観点からしても、上記③の事情から2021年2月15日時点でのウィシュマさんに逃亡のおそれがあったとするることは許されない。

(ウ) したがって、上記①ないし③はいずれも、2021年2月15日時点におけるウィシュマさんの逃亡のおそれを基礎づける事情たり得ず、被告第8準備書面13頁第2段落・第3段落の被告の主張には理由がない。

3 送還の見込みがなかったのに収容を続けた違法性

(1) 被告は、被収容者を本国に送還の見込みがある場合はもとより、送還の見込みがない場合であっても、被収容者の収容を継続できるとの主張をひたすら繰り返すのみである(被告第8準備書面13頁～14頁)。

しかし、収容が送還を確保するための手段であり、送還ができないのであれば収容は手段としての必要性を欠き、恣意的な収容となることから、自由権規約9条1項に反することは、これまで原告らが繰り返し述べてきたとおりである(原告ら第2準備書面第2の2ないし4・9頁～13頁、原告ら第5準備書面第2の1ないし4・6頁～14頁)。

そのため、送還の見込みがある場合はともかくとしても、送還の見込みがない場合にまで、被収容者の収容を継続できるとの被告の主張こそ、理由がなく、誤りである。

(2) 被告は、「国費送還・自費出国のいずれの手段によっても、送還が不可能

であったことを意味するものでなかった」として（被告第8準備書面14頁2行目～）あたかも、国費送還・自費出国のいずれの手段によっても送還が可能であったかのように主張している。

しかし、自費出国はさておくとして、国費送還が果たして本当に可能であったのかは甚だ疑問が残る。 5

そうであるからこそ、原告らは、国費送還の現実的な可能性について、原告らは求釈明を行ったものである（原告ら第8準備書面第4の1（3）・13頁）。

しかし、これに対し、被告は、関連性がないとして何ら回答をしようとしない（被告第8準備書面14頁）。 10

これは、被告が、国費送還が現実的に可能であったのか否かについて、その主張・立証を放棄したものと言わざるを得ない。

4 帰国への圧力として行われた収容の違法性

（1）拷問は違法であり、拷問を目的とする収容は違法であること

原告らの主張は、帰国への圧力をかける目的でウィシュマさんに対する収容を行ったことは、拷問等禁止条約第1条の「拷問」の定義や、拷問等に関する特別報告者の報告書における「拷問」の内容にまさに当てはまり、拷問に該当するため、そのような目的による収容継続が違法であったことは明らかであり、許される余地はないというものである（原告ら第8準備書面14頁～17頁）。 15 20

（2）被告は目的に拷問が含まれていたことを認めていること

これに対して被告は、帰国への圧力をかける目的による収容が、拷問等禁止条約における拷問に当たること自体については特に争っておらず、「『仮放免を不許可にして立場を理解させ』るためだけに、ウィシュマ氏の1回目仮放免許可申請を不許可としたものではない」、「主任審査官がこのような点を考慮することは、何ら違法ではない」（被告第8準備書面15頁）と述べて

いる。これは、不許可にした理由の中に「立場を理解させること」、つまり帰国のための圧力をかける拷問も含まれていたことを、認めるものにはかならない。

そして、被告は、帰国のための圧力をかけること（＝拷問）と、在留活動を禁止することの2つが目的だったから、収容は適法であったという主張を展開しているが、収容の目的の1つが拷問であった時点で違法であることは当然である。さらにいえば、乙34の決裁文書の中には、「在留活動を禁止する必要がある」などという理由は一切記載されていない。したがって、当時、在留活動の禁止も目的としていたという主張自体、証拠や裏付けがなく、訴訟になってからの後付けと考えざるを得ない。

(3) 在留活動の禁止の目的自体、不合理であり、空論に等しいこと

そもそも、「在留活動を禁止する」という収容目的が不合理であることは、原告ら第2準備書面14頁から15頁で明確に主張したとおりであるが、被告においては、これに対して説得的な反論を何ら行っていない。

さらに言えば、「在留活動の禁止」という収容目的は、送還までの間、収容せずに生活する仮放免制度の存在と相容れないものである。また、日本政府は、国連恣意的拘禁作業部会に対して、「実際には、強制送還が実施されるまでの間、仮放免制度は柔軟に運用されている」として、2019年12月末時点では退去強制令書が発付された者の約70%が仮放免を受けていると強調している（甲66の53、54項）。この収容実績からは、実際は、在留活動の禁止は収容の目的に含まれていないか、ほとんど重視されていないことが端的に示されている。そして現に、ウィシュマさんの仮放免不許可の意見（乙34）にも、「在留活動を禁止する」ために収容継続すべき、とは記載されていないのである。

(4) 国連人権理事会の特別報告者は、個人の資格で活動することに価値を有する専門家であり、その報告書は公的な権限に基づくこと

被告は、拷問等に関する特別報告者による報告書（甲94）について、「特別報告者個人の見解であって、人権理事会の公式見解ではな」いから、「国賠法上の違法を基礎付けるものとはなり得ない」と述べ（被告第8準備書面16頁「イ」）、あたかも何ら意味が無いかのような趣旨の主張をしているが、明白な誤りである。このような被告の独自主張は、訴訟内外で社会の誤解を招きかねないため、以下、説明する。

ア 特別報告者が個人の専門家である理由

(ア) 人権理事会は、特別報告者について、「彼らは国際連合職員ではなく、金銭的報酬も受け取っていない。任務保持者が独立した立場にあることは、その職務を不偏公平に遂行する上で極めて重要である」として、その独立性を強調している（甲102・訳文1頁31行目以下）。すなわち特別報告者は、個人の資格で活動することに価値を有する専門家であり、個人専門家であるからこそ、独立性、公平性、不偏性をもって、その任務を遂行できるのである。

特別報告者の任命手続も、競争的かつ透明性のあるプロセスを通じて行われており、専門性、任務の分野における経験、独立性、公平性、個人としての誠実さ、客觀性が、最も重視され、かつ、性別のバランス、公平な地理的な代表、異なる法制度の適切な代表についても、十分な配慮がなされた上で、人権理事会によって任命される（甲102・訳文4頁9行目以下）。

(イ) このように、特別報告者が個人の専門家であることは、その公平性を維持する上で重要な要素であり、それ故に、特別報告者が作成した調査報告やガイドラインには、高い価値が認められるのである。

(ウ) そして、このような独立した個人専門家による特別手続は、人権理事会の決議に基づくのであるから、人権理事会自身が、主要な人権システムとして認めた制度である。被告による「特別報告者個人の見解であ

5

10

15

20

25

って、人権理事会の公式見解ではな」いという主張が、いかに的外れなものか、明らかであろう。

イ 特別報告者による報告書を、加盟国は十分参考とすべきこと

そして、拷問等に関する特別報告者の報告書（甲94）は、上記のとおり、国連人権理事会によって任命された専門家によって、人権理事会の決議34／19に基づいて報告されたものである。したがって、同報告書には法的拘束力（すなわちこれに反すれば直ちに違法であるとして民事・刑事の責任を負ったり、あるいはこれに沿った立法をするべき義務が生ずるということ）があるとはいえないが、国連機関が発表した人権基準、ガイドラインとして、十分に参考とすべき文書である。

具体的な策定過程についても、同特別報告者においては、多数のテーマ別協議等に参加したり、本報告書のテーマに関する専門家協議を開催したり、本報告書のテーマに関する質問項目に対する回答提出の一般募集を行うなど、広い調査と意見を踏まえて策定されたものであり（甲94のI章）、専門性、公平性のあるものとなっている。

ウ 小括

以上のとおり、国連人権理事会の専門家である拷問等に関する特別報告者が策定した報告書において、移住者としての地位に基づく拘禁が、庇護、補完的保護またはその他の在留資格申請を撤回させる、あるいは自主帰還に同意させるなどの目的による場合は、拷問にさえ該当する可能性があると指摘している以上、このような目的による収容は、恣意的な拘禁の中でも強い違法性を有する。

（5）まとめ

以上のとおり、「在留活動を禁止するため」に収容していたという被告の主張は信用できず、仮にそうであっても実質的な理由ではなく、その本質は「仮放免を不許可にして立場を理解させる」という、帰国のための圧力をか

ける目的であったと認められる。そして、帰国への圧力をかける目的による収容は、拷問等禁止条約における拷問に当たるのであるから、ウィシュマさんに対する収容の継続は、国賠法上も違法であったことは明らかである。

5 健康状態が著しく悪化したウィシュマさんを収容した違法性

(1) 健康状態が著しく悪化した者を収容し続けることは違法であること

原告ら第8準備書面17頁から19頁で主張したとおり、健康状態が著しく悪化し、収容に適さない状態にある者を収容し続けることは、比例性を欠き、違法である。かかる者を収容し続けることは違法であるという主張に対し、被告は第8準備書面においても特段争っていない。被告自身が「収容に耐え難い傷病者」は仮放免すべきと考えていたことは、甲13「仮放免運用方針」1頁記載のとおりである。

したがって、ここでの争点は、2021年2月15日前後の時点で、さらには2021年2月22日以降にはより一層、ウィシュマさんの健康状態が著しく悪化して収容に適さない状態にあったか否かである。

(2) 2021年2月15日前後に健康状態が著しく悪化していたこと

原告ら第8準備書面17頁から18頁で主張したとおり、2021年2月15日の尿検査結果のケトン体3+、ウロビリノーゲン3+、蛋白質3+という数値は明白な異常値であり、極度の栄養不足状態にあった。

これに対し、被告は、被告第8準備書面17頁において、適切な医療措置を講じていたかどうかについて述べているが、ここでの原告らの主張は、上記のとおり当時のウィシュマさんの健康状態についてのものであって、名古屋入管職員らの対応について直接主張しているものではない。適切な医療措置がなされていなかったことは、医療不提供の争点に関する準備書面で主張を行う。

上記尿検査結果の数値や、当時のウィシュマさんが嘔吐を繰り返し、食事の摂取量が少なかったこと、食べたくても食べられない状態にあったこと等

5

10

15

20

原告ら第1-1準備書面
収容の違法性

25
(補充)

からすれば、ウィシュマさんが当時、極度の栄養不足の状態にあり、収容に適さない健康状態にあったことは明らかである。

(3) 2021年2月22日以降に健康状態が著しく悪化していたこと

原告ら第8準備書面19頁で主張したとおり、2021年2月22日以降は、2月15日から続けて官給食を一切摂取せず、より一層、ウィシュマさんの衰弱が進み、収容に適さない状態となっていたことは明らかである。
5

これに対し、被告は、仮放免許可について検討を始め、体調をある程度回復させた上で仮放免するという方針だったと主張しているが（被告第8準備書面17頁～18頁「イ」）、これは被告自身が、当時、ウィシュマさんの健康状態が収容に適さない状態だと評価したことを認めるものにほかならない。名古屋入管職員らの認識においても、ウィシュマさんの「体調が悪化し、官給食をほとんど摂食せず、かつ、トイレ、入浴、面会のための移動の際、看守勤務者が数人がかりでA氏を抱えて移動させるなどの介助を頻繁に行う必要があった」ことを認めており（甲4の1・60頁）、収容に適さない状態にあったことは明らかであった。
10
15

また、被告は、3月4日受診の精神科医師が2週間後の再診を指示したと主張するが（被告第8準備書面18頁）、同医師は、入管職員による「血液検査ではとくに異常なく、中京病院の消化器内科ではとくに異常なし」と言わされた」という情報提供（甲10・3頁「★精神科 初診時サマリー」欄）を鵜呑みにして、精神科の見地から2週間後の再診を指示したのであり、この指示によって、当時、収容に適する健康状態だったと評価する余地は皆無である。むしろ、同医師の診療情報提供書には、「患者が仮釈放を望んで、心身の不調を呈しているなら、仮釈放してあげれば、良くなることが期待できる。患者のためを思えばそれが一番良いのだろうが、どうしたものであろうか？」と、心身面から仮放免をすべきことが指摘されていたのである（甲10最終頁）。
20
25

結局、名古屋入管においては、仮放免が必要な健康状態であると考えていたのに、漫然と仮放免まで至らなかつたというものであり、当時ウィシュマさんの健康状態が収容に適さない状態にあつたことは明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、2021年2月15日前後から、さらには2月22日以降において、ウィシュマさんの健康状態が著しく悪化しており、収容に適さない状態にあつたことは明らかであり、そのようなウィシュマさんの収容を継続していたことは、比例性を欠き、違法である。5

6 まとめ

以上のとおり、ウィシュマさんに対する収容の継続は、上記の各理由により違法であった。10

そして、被告は全般的に、「・・・のみをもって、収容を継続することが直ちに違法となるものではない」という主張を繰り返しているが、上記各点はいずれも重大な問題点であり、一つであつても収容継続が違法と評価できるものであるが、これらが累積することによって、さらに違法の程度が高まるというべきである。15

総合すると、被告が、当時の収容目的として述べるのは、仮放免を不許可にして立場を理解させて帰国のための圧力をかけることと、在留活動を禁止することの2点であったが、前者は拷問目的で違法であり、後者も不合理で、重要な目的とはなりえない理由であった。むしろ、原告らが主張するとおり、ウィシュマさんは、DV被害者であり、逃亡のおそれではなく、国費送還の見込みもなく、健康状態が著しく悪化していたという、収容すべきでない大きな理由が複数存在した。20

さらに、名古屋入管がウィシュマさんの仮放免をしなかつた大きな原因は、平成30年「仮放免運用方針」(2)⑥(難民認定制度の濫用)に該当するから、というものであった(乙34・担当官意見等)。しかし、平成30年通達25

は、令和2年4月27日付け通達によって変更されており(甲4の1・17頁)、
ウィシュマさんも仮放免可能な対象者となっていたのに、未だに平成30年「仮
放免運用方針」(2)⑥の適用を続け、“難民認定制度の濫用”を理由に、内部
通達によつても必要性のない収容を続けていたのである(甲4の1・85頁。
なお、平成30年通達自体が不合理・恣意的であることについて、原告ら第5
準備書面27頁参照)。

5

以上からすれば、被告がウィシュマさんの収容を継続したことは、必要性、
合理性、比例性を欠く違法なものであり、国賠法上も違法である。

第3 ウィシュマさんの収容の継続と死亡結果との間に相当因果関係があること

1 原告らの主張の骨子

10

原告ら第8準備書面19頁から22頁で主張したとおり、名古屋入管がウィ
シュマさんの収容を継続したことが、ウィシュマさんの健康悪化に寄与する
とともに、自ら外部医療機関において医療を受ける機会を奪ったことで、死亡に
至らしめたのであるから、ウィシュマさんの収容の継続と死亡結果との間には
相当因果関係が認められる。

15

2 自ら外部医療機関において医療を受ければ救命できたこと

原告らが医療不提供の準備書面において詳細に主張しているとおり、ウィシ
ュマさんは当時、深刻な栄養不足状態にあり、これが主病態であった。また、
生存に必要な水分の摂取もできていない状態にあった(原告ら第3準備書面1
9頁から25頁、第7準備書面22頁から25頁)。

20

これに対し、被告は、「詳細な死因に関しては、複数の要因が影響した可能
性があり、専門医らの見解によつても、各要因が死亡に及ぼした影響の有無・
程度や死亡に至った具体的な経過(機序)を特定することは困難」などと主張
するが(被告第8準備書面20頁)、上記のとおり、主病態は、深刻な栄養不
足状態であったことは明らかである。詳細な死因の機序を解明しなければ救命
できなかつたという被告の主張は失当である。

25

そして、深刻な栄養不足状態に対しては、点滴を行い、水分や栄養の補給を行うことで対応できたものであるから、ウィシュマさんが自ら外部病院に行って点滴を受けることを収容の継続によって妨げたことと、ウィシュマさんが死亡したことの間には、相当因果関係が認められる。

3 収容の継続がウィシュマさんの健康状態の悪化に寄与したこと

5

収容の継続がウィシュマさんの健康状態に寄与したことについても、原告らが提出した「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」（甲11）、「入管収容における健康問題への対応と収容代替措置への取組」（甲95）、山村淳平医師による報告（甲96）などによつて、十分に立証されている。

10

これに対し被告は、「本邦の入国者収容所又は収容場における収容が一般的に被収容者の身体的・精神的健康を害することを示すものではない」（被告第8準備書面21頁）などと、これらの資料が「本邦」には当てはまらないかのような主張をしている。しかしながら、入管収容は、外国人という弱い立場の者を長期間収容する施設である点において、世界共通であり、日本においても同様なのであるから、WHOが作成した甲95は、入管収容の継続が健康状態を一般的に悪化させることの、十分な根拠となるものである。

15

さらに、日本の入管収容についても、入管自身が通達（甲11）によって長期収容によるストレスの増長及び病気発症を理由に仮放免を指示し、入管外の医師の報告（甲96）によって長期収容による健康悪化の具体例を多々挙げ、特に摂食障害についても複数挙げているのであるから、日本においても上記傾向が当てはまるこことを示すに十分である。

20

そして実際に、ウィシュマさんは、仮放免や、外に出ることを繰り返し訴え、衰弱していったのであるから、収容の継続と、ウィシュマさんの健康状態の悪化に因果関係があることは、個別的にも明らかである。

25

4 結論

以上により、ウィシュマさんに対する収容の継続と、ウィシュマさんの健康状態の悪化、ひいては死亡した結果には、相当因果関係が認められる。

以上

準備書面目録

2022年3月4日	訴状	原告ら主張事実全般	
①2022年9月9日	第1準備書面	被告準備書面（1）への認否、相互主義	
②2022年9月9日	第2準備書面	収容の違法	5
③2022年9月9日	第3準備書面	医療不提供の違法	
④2023年2月8日	第4準備書面	損害論	
⑤2023年2月8日	第5準備書面	収容の違法	
⑥2023年2月13日	第6準備書面	相続関連	
⑦2023年5月1日	第7準備書面	医療不提供の違法	10
⑧2023年7月5日	第8準備書面	収容の違法	
⑨2023年9月20日	第9準備書面	慰謝料	
⑩2023年9月22日	第10準備書面	医療不提供の違法	
⑪2023年11月14日	第11準備書面	収容の違法（本準備書面）	